処　分　基　準

平成19年11月14日作成

法　　令　　名：遺失物法
根　拠　条　項：第26条第２項
処 分 の 概 要：特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法26条第２項（指示）
処　分　基　準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：　警務部会計課　監査第二係（電話 025-285-0110　内線 2242）
備　　考：　この基準は、平成19年12月10日から施行する。

（別紙）

遺失物法に基づく指示の基準

（趣旨）

第１条　この基準は、施設占有者若しくは特例施設占有者（以下「施設占有者等」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が行った法令違反行為等に対し都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指示　遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第26条第１項又は第２項の規定に基づき、施設占有者又は特例施設占有者に対し、必要な措置をとるべきこと等を指示することをいう。

(2)　法令違反行為等　法第26条第１項に規定する各条項に違反する行為及び同条第２項に規定する各条項に違反して保管物件の売却若しくは処分をし、又はしようとする行為をいう。

(3)　指示対象行為　指示の理由とした法令違反行為等をいう。

（指示を行うべき場合）

第３条　次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

(1)　施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等の原因となった事由が解消されていないとき又は当該法令違反行為等により生じた違法状態が残存しているとき。

(2)　施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等を行った日前５年以内に当該施設占有者等が指示を受けたことがあるとき。

(3)　施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等を行った日前３年以内に、当該施設占有者等が法令違反行為等を行ったこと又は当該施設占有者等の代理人等（当該指示対象行為を行った代理人等以外の代理人等を含む。）若しくは代理人等であった者が当該施設占有者等の業務に関して法令違反行為等を行ったことがあるとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか、施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるとき。

（指示の個数）

第４条　１個の法令違反行為等に対しては、１個の指示を行うものとする。ただし、２個以上の法令違反行為等に対して１個指示を行うこと、及び１個の指示において２個以上の事項を指示することを妨げない。

（指示の内容）

第５条　指示においては、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1)　指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同

種又は類似の行為が将来において行われることを防止するための措置

(2)　指示対象行為により生じた違法行為が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が施設占有者等に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）

(3)　前各号に掲げるもののほか、遺失者又は拾得者の利益を保護するために必要な措置

(4)　前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2　前項第１号から第３号までに規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、遺失者又は拾得者の利益を保護するために必要な最小限のものとしなければならない。

3　第１項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

附　則

この基準は、平成19年12月10日から施行する。